

【法務委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議2件）、本院議員提出2件、衆議院議員提出2件の合計13件であり、内閣提出9件、衆議院議員提出2件を可決した。

また、本委員会付託の請願3種類27件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を改定するとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて、育児休業をしている裁判官に対し期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することとするものである。

なお、平成11年の人事院勧告において、特別職並びに一般職の指定職及び本省課長級以上の給与が据え置かれたために、これに相当する裁判官・検察官の報酬・俸給も、引上率0%の据置きとなり、併せて期末手当が減額されたため、年間所得が減額となる裁判官・検察官が出ることとなった。

委員会においては、裁判官の報酬について憲法上の保障と期末手当減額との関係、期末手当減額が裁判官・検察官の士気に与える影響、育児休業を取得しやすい職場環境の整備等について質疑を行った。このうち期末手当減額については、憲法79条6項及び80条2項に言う報酬とは、諸手当を含まないと解しており、期末手当には、憲法上の減額禁止の保障が及ばないとの最高裁判所の答弁があった。

成年後見制度は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な成年者の意思決定を代行・支援する制度であり、現行民法上、禁治産・準禁治産制度及び後見・保佐制度が設けられているが、硬直的な制度であること、「治産を禁ずる」という負のイメージや広範な資格制限があること、戸籍への記載に抵抗感があること等から利用状況は低調である。そこで、高齢化社会への対応と障害者福祉の充実の観点から、従来の保護の理念と新たな自己決定の尊重の理念とを調和させ、各人の多様な判断能力や保護の必要性に応じた柔軟で弾力的な措置を可能とする利用しやすい制度を構築するための4法律案が第145回国会に提出され、本委員会で継続審査としていた。

まず、**民法の一部を改正する法律案**は、法定後見制度を後見、保佐、補助の3類型とし、複数成年後見人制度を導入し、法人成年後見制度を明文化するとともに、手話通訳又は筆談による公正証書遺言をすることができるようにするものである。次に、**任意後見契約に関する法律案**は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別な定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設するものであり、**民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する181の法律の規定の整備等を行うものであ

る。また、**後見登記等に関する法律案**は、戸籍への記載に代えて法定後見及び任意後見契約に関する登録制度として成年後見登記制度を創設するものである。

参考人として出席した田山輝明早稲田大学法学部学部長は、法定後見について必要性の観点からは一元論的構成とすべきであり、法案が3類型にとどまっているところに不十分な点があり、新設の補助類型は柔軟な運用をすべきであるとの見解を示し、副島洋明弁護士は、成年後見制度と厚生省の地域権利擁護事業との連携や公的予算の導入による公的成年後見制度の制度化を進める必要性を、永島光枝社団法人呆け老人をかかえる家族の会理事は、実効性ある制度とするために、予算、人材、研修、PR等の措置の必要性を、それぞれ訴えた。また、河合洋祐財団法人全日本聾唖連盟副理事長は、聴覚障害者について一般社会では十分認識されていないが、公正証書遺言の際には手話通訳を通して聾唖者は遺言の内容を公証人に伝え、公証人の話す内容を十分に理解することができるとの見解を示した。

質疑では、法定後見制度を3類型とした理由、成年被後見人であることを欠格事由とする資格制限の見直し、成年後見制度と福祉制度との連携の必要性、家庭裁判所スタッフの研修の充実など体制の強化、後見人の報酬の公費負担等について、政府及び最高裁判所の見解が問われた。これらの論議を踏まえて、改正理念の周知徹底、家庭裁判所の体制の整備、補助制度の柔軟な運用、資格制限規定の更なる見直しの必要性等9項目から成る附帯決議を行った。

平成6、7年に相次いで発生した松本サリン事件及び地下鉄サリン事件は、不特定多数の者の生命身体に対し極めて重大な被害をもたらした。この無差別大量殺人行為は、社会を震撼させるとともに、被害者は、現在なお精神的障害・身体的後遺症に苦しんでいる。

これら一連の事件に関与したとされるオウム真理教は、破産宣告を受け、既に解散しているが、現在でも、任意団体として、現在2,000人の信者を持ち、活動を続けており、その体質は、依然危険性を保持し、進出先において地域住民とのトラブルが頻発している。

また、事件の被害者への弁償は、破産者オウム真理教の破産財団からの配当で行われることとなるが、その配当額は少なく、被害者の保障は不十分であるとの指摘がある。こうしたことから、平成10年4月、オウム真理教に対する破産申立事件において国の債権を事実上放棄して被害者を救済する、オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律が成立・施行され、被害者への配当率が、当初予想の17.8%から、同年10月の中間配当では22.59%にまで上昇した。しかし、依然被害者の救済は十分ではないとの指摘があり、他方、オウム関連企業がパソコンの売上げで年間70億円もの収入を得るなど、教団が資産を増やしている状況が明らかになるにおよび、被害者救済の観点からの批判が強かった。こうした状況を背景として、いわゆるオウム関連法案が提出された。

まず、**無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案**（以下「規制法案」という。）は、オウム真理教に適切に対処することを念頭に置き、具体的には、過去に団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体で、現在もなお危険な要素を保持している団体について、公安審査委員会の決定に基づき、公安調査庁長官が一定事項に関する定期の報告を受け、土地・建物への立入検査等を行うことができる観察処分の制度や、土地・建物の新規取得及び使用禁止等の処分ができる再発防止処分の制度を設け、そのための手続を定めるものである。

次に、**特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案**（以下「特別措置法案」という。）は、被害者救済の観点から、無差別大量殺人行為に基づく損害賠償責任を負う破産法人（特定破産法人）と一定の密接な関係にある特別関係者が有する財産につき、その価格は、不当利得として、特定破産法人の破産管財人に返還すべきものとするなど、特定破産法人の破産財団への財産の回復を容易にするための措置を定めるものであり、衆議院議員により提出された。

これら法律案の審議においては、特に、規制法案につき、規制対象団体がオウム真理教以外にも広範囲に及ぶおそれがあるなどの問題点が指摘されていた。

このため、衆議院において、目的規定を明確にする、適用対象団体の範囲を制限する、5年ごとに廃止を含めた見直しをする等の修正が行われた。しかし、これらの修正では不十分であり、違憲である破防法を前提にした仕組みは問題であるなどとして、日本共産党から、規制法案の対案である**サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。この法律案は、サリン等を発散等することを犯罪とするサリン等による人身被害の防止に関する法律を改正して、破防法の枠組みを用いることなく、暴力団対策法の規定に倣って、対象団体の指定を都道府県公安委員会が国家公安委員会の承認を得て行うこととしているところに特徴がある。

委員会においては、規制法案の立入検査に令状を必要としない理由など、団体規制にかかわる憲法上の諸問題、団体規制の実効性、オウム真理教の実情及び犯罪被害者等を救済する必要性等について質疑を行った。これらに対し、観察処分に伴う立入検査は行政処分としての性格を有するものであり、令状は不要であり、立入り拒否には刑事罰による間接強制によるほか、再発防止処分の要因にもなっていることにより、実効性を確保することになっている等の答弁がされた。

参考人質疑では、規制法案につき、浅野健一同志社大学文学部教授から、今回の立法は、公安調査庁など公安当局の情報をメディアが何ら検証することなく流したオウム報道により作られた世論を前提にしたものであり、第二の破防法とでもいうべき悪法であること、武井共夫弁護士から、オウム真理教被害対策弁護団の中心メンバーという立場で、立法自体はやむを得ないが、団体規制が極めて強力な規制を可能とする内容となっており、憲法が定める基本的人権に最大限配慮することが必要であること、三島聡大阪市立大学法学部助教授から、現時点においてはオウム真理教が無差別大量殺人行為を行う危険性が認められず、憲法が保障する結社の自由に違反するおそれがあること、鈴木恒年東京都足立区長から、足立区におけるオウム真理教の実態、住民の不安を考えると、一日も早い成立を望んでいること等の意見が述べられた。また、特別措置法案につき、大野金一弁護士・破産者オウム真理教破産管財人常置代理人から、破産者オウム真理教の破産業務の困難性等の意見が述べられた。

質疑終局後、特別措置法案に対し、日本共産党から、無差別大量殺人行為をサリン等による無差別大量殺人行為に改めるなどを内容とする修正案が、社会民主党・護憲連合から、無差別大量殺人行為を不特定かつ多数の者を殺害すること又はその実行に着手してこれを遂げないこと等に改めるなどを内容とする修正案が、それぞれ提出された。これらは、いずれも無差別大量殺人行為の概念を規制法案の枠組みを用いずに定義することに特徴がある。

なお、規制法案に対し、思想、信教の自由をはじめ憲法で保障された国民の基本的人権を侵すことのないよう最大限の配慮をすべきとの観点から、8項目から成る附帯決議を行った。

長引く不況の下で、個人破産者が10万人を超えるなど、経済的に破綻し、又はそのおそれのある個人及び法人の債務者の数が、急増している。このため、衆議院議員によって、**特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案**が提出された。本法律案は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、裁判所における民事調停の手続を利用して、そのような債務者等が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進しようとするものである。

委員会においては、特定調停手続の必要性、特定債務者の範囲、調停委員会による文書提出命令の趣旨とその範囲、租税の滞納処分の停止の可否、債権放棄に対する税務上の処理、特定調停事件処理のための司法の人的・物的充実の必要性等について質疑を行った。

平成8年10月、破産法、会社更生法、和議法などの倒産法制全体の見直しが法制審議会に諮問された。当初は、成案を得るまでに概ね5年を目途として検討が行われていたが、中小企業等の倒産が増えていることから、中小企業や個人事業者に利用しやすい再建型の倒産処理手続については緊急の整備が必要であるとし、平成11年8月、法制審議会は民事再生手続（仮称）に関する要綱を法務大臣に答申した。

これを受けて提出された**民事再生法案**は、経済的に窮境にある債務者の事業又は経済生活の再生を図るため、現行の和議法を廃止し、新たな再建型倒産手続の基本法を定めようとするものである。民事再生手続は、和議手続で問題とされていた、破産状態にならないと手続が開始できない、履行確保の方法がないといった点を改めるとともに、①すべての法人及び個人が破産状態に陥る前に申立てができる、②原則として従前の経営者が事業の経営権及び財産の管理権を保持しつつ必要に応じて管財人等を選任できる、③再生計画認可後も監督委員、管財人による監督を継続できる、④簡易再生・同意再生の手続を設ける、⑤営業譲渡や減資を行いやすくするなどの特徴があり、中小企業等にとって利用しやすい手続となっている。

なお、制度を濫用したリストラ等が行われる可能性があるとの懸念から、衆議院において、事業の再生に必要な場合にのみ裁判所が許可できる旨を明文化する修正が行われた。

委員会においては、現行倒産法制の問題点、中小企業が利用しやすいとされている民事再生手続の特徴、倒産法制全体の見直しにおける整合性の確保及び倒産法制における労働債権等の優先順位の見直しの必要性等について質疑を行った。

質疑終局後、日本共産党から、民事再生手続における労働組合等の関与を強化することを内容とする修正案が提出されたが、否決した。なお、9項目から成る附帯決議を行った。

経済界等からの要望があった登記簿のオンライン閲覧は、政府の規制緩和推進3か年計画において、平成11年度中に法改正等の措置を講ずるとされていた。これを受け、第145回国会に、**電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案**が提出された。本法律案は、コンピュータ化された登記簿に記録されている不動産登記、商業登記等の登記情報を電気通信回線を使用して、閲覧希望者に提供する「オンライン登記情報提供制度」を創設するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、登記簿のオンライン閲覧を希望する者の委託を受けて、登記所のコンピュータから登記情報を得て閲覧希望者に提供する「登記情報提供業務」を行う指定法人を1つに限定する理由、制度の運用に当たってプライバシーに十分配慮する必要性、利用料金の算定方法等について質疑を行った。これらを踏まえ、7項目から成る附帯決議を行った。

最近における国民の価値観の多様化及び女性の地位の向上、これらを反映した世論の動向等にかんがみ、選択的夫婦別氏制の導入、婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直し、非嫡出子と嫡出子の相続分を同一とすること等を内容とする**民法の一部を改正する法律案**が、民主、共産、社民の3会派の本院議員により提出され、趣旨説明を聴取した。

〔国政調査等〕

11月9日、臼井法務大臣から法務行政の諸施策に関する件について説明を聴取した。

11月11日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、政府及び最高裁判所に対して、司法制度改革、犯罪被害者対策、出入国管理行政、神奈川県警察の不祥事、選択的夫婦別氏制の導入、法務大臣の指揮監督権、オウム真理教対策、刑事被告人の保釈等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年11月9日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の諸施策に関する件について臼井法務大臣から説明を聴いた。

○平成11年11月11日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する件、犯罪被害者対策に関する件、出入国管理行政に関する件、神奈川県警察の不祥事に関する件、選択的夫婦別氏制の導入等に関する件、法務大臣の指揮監督権に関する件、オウム真理教対策に関する件、刑事被告人の保釈に関する件等について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）**

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第69号）

以上両案について臼井法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第68号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 無

(閣法第69号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成11年11月16日(火)(第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法の一部を改正する法律案(第145回国会閣法第83号)
任意後見契約に関する法律案(第145回国会閣法第84号)
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第145回国会閣法第85号)
後見登記等に関する法律案(第145回国会閣法第86号)
以上4案について臼井法務大臣、山本法務政務次官、橘自治政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年11月18日(木)(第4回)

- 民法の一部を改正する法律案(第145回国会閣法第83号)
任意後見契約に関する法律案(第145回国会閣法第84号)
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第145回国会閣法第85号)
後見登記等に関する法律案(第145回国会閣法第86号)
以上4案について参考人早稲田大学法学部学部長田山輝明君、弁護士副島洋明君、社団法人呆け老人をかかえる家族の会理事永島光枝君及び財団法人全日本聾唖連盟副理事長河合洋祐君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法の一部を改正する法律案(第145回国会閣法第83号)
任意後見契約に関する法律案(第145回国会閣法第84号)
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第145回国会閣法第85号)
後見登記等に関する法律案(第145回国会閣法第86号)
以上4案について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年11月19日(金)(第5回)

- 民法の一部を改正する法律案(第145回国会閣法第83号)
任意後見契約に関する法律案(第145回国会閣法第84号)
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第145回国会閣法第85号)
後見登記等に関する法律案(第145回国会閣法第86号)
以上4案をいずれも可決した。

(第145回国会閣法第83号)	賛成会派	自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無
(第145回国会閣法第84号)	賛成会派	自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無
(第145回国会閣法第85号)	賛成会派	自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無
(第145回国会閣法第86号)	賛成会派	自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無

なお、4 案について附帯決議を行った。

○平成11年11月25日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について臼井法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員北村哲男君から説明を聴き、
サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）について発議者参議院議員橋本敦君から趣旨説明を聴き、
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員杉浦正健君から趣旨説明を聴いた後、
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）
サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）
 以上3案について臼井法務大臣、修正案提出者衆議院議員北村哲男君、同上田勇君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年11月30日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）
サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）
 以上3案について参考人同志社大学文学部教授浅野健一君、弁護士武井共夫君、大阪市立大学法学部助教授三島聡君、東京都足立区長鈴木恒年君及び弁護士・破産者オ

ウム真理教破産管財人常置代理人大野金一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月2日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）

以上3案について発議者参議院議員橋本敦君、修正案提出者衆議院議員北村哲男君、発議者・修正案提出者衆議院議員上田勇君、臼井法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案（衆第3号）（衆議院提出）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、無

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

（衆第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、自由、無

反対会派 社民

欠席会派 無

なお、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成11年12月9日（木）（第9回）

- 民事再生法案（閣法第64号）（衆議院送付）について臼井法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上田勇君から説明を聴き、
特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
について発議者衆議院議員亀井久興君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年12月10日（金）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
について発議者衆議院議員亀井久興君、同山本幸三君、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 無

- 民事再生法案（閣法第64号）（衆議院送付）について臼井法務大臣、山本法務政務次官

及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月13日（月）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事再生法案（閣法第64号）（衆議院送付）について臼井法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第64号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案（第145回国会閣法第59号）（衆議院送付）について臼井法務大臣から趣旨説明を聴き、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年12月14日（火）（第12回）

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案（第145回国会閣法第59号）（衆議院送付）を可決した。
（第145回国会閣法第59号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年12月15日（水）（第13回）

- 民法の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第467号外26件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案（閣法第2号）

【要 旨】

本法律案は、団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、国民生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象団体

この法律施行前10年以内に団体の活動として無差別大量殺人行為（政治上の主義若し

くは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって、不特定かつ多数の者を殺害し又はその実行に着手してこれを遂げないもの）を行った団体であつて、現在も危険な要素を保持している団体を対象とする。

2 観察処分

公安審査委員会は、対象団体の活動状況を継続して明らかにする必要があるときは、公安調査庁長官の請求により、3年以内の期間を定めて、その団体を同長官の観察に付し、同長官は団体の役職員の氏名・住所・役職名、団体の活動に供されている土地・建物、資産等について定期的に報告を徴取し、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するとともに、特に必要があるときは、公安調査官に、団体の所有・管理する土地・建物への立入検査を行わせることができる。

3 再発防止処分

公安審査委員会は、対象団体について、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき、又は観察処分が付された団体について、不報告又は立入検査妨害等があり、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難であるときは、公安調査庁長官の請求により、団体に対し、6か月以内の期間を定めて、土地又は建物の新規取得の禁止、団体が所有・管理する特定の土地又は居住用以外の建物の使用禁止等を行うことができる。

4 警察当局との協力関係

- (1) 公安調査庁長官は、観察処分又は再発防止処分を請求するときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴く。
- (2) 警察庁長官は、公安調査庁長官に対し、観察処分又は再発防止処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。
- (3) 警察庁長官は、再発防止処分の請求に関して意見を述べるために必要があるときは、観察処分を受けている団体について、公安調査庁長官と協議の上、都道府県警察に、団体が所有・管理する土地・建物への立入検査を行わせることができる。

5 処分請求手続

- (1) 公安調査庁長官は、観察処分に関し、団体が所有・管理する土地・建物について、特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。
- (2) 公安審査委員会は、観察処分又は再発防止処分の請求があつたときは、その団体から公開による意見聴取を行わなければならない。公安審査委員会は、意見聴取の公示のあつた日から30日以内に、決定をするように努めなければならない。
- (3) 公安審査委員会は、観察処分及び再発防止処分の必要がなくなったときは、処分を取り消さなければならない。処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、その取消しを促すことができる。

6 国会への報告等

政府は、毎年1回、国会に対し、この法律の施行状況を報告するとともに、公安調査庁長官は、関係地方団体の長の請求により、観察処分に基づく調査の結果を提供することができる。

7 罰則

立入検査妨害及び再発防止処分に伴う役職員又は構成員等の禁止違反行為等につい

て、所要の罰則を設ける。

8 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(2) この法律の施行の日から起算して5年ごとに、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。

なお、本法律案は、衆議院において、無差別大量殺人行為の手段としてサリンを使用することの例示、無差別大量殺人行為をこの法律の施行の日から起算して10年以内の行為への限定、5年ごとの廃止を含む見直しの規定の追加等の修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、思想、信教の自由をはじめ憲法で保障された国民の基本的人権を侵すことのないよう最大の配慮をし、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 本法は、国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与するために必要な最小限度においてのみ適用すべきであり、国民の自由と権利を不当に制限することのないよう、対象団体を必要最小限に限定し、労働組合その他の団体の正当な活動を阻害することのないよう、厳に留意すること。
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体が、依然として、危険な要素を保持している場合には、本法により実効性ある規制を厳正に行うとともに、関係地域住民の不安と恐怖心を除去するため、公安調査庁長官は、調査の結果を関係地方公共団体に積極的に提供すること。
- 3 本法による公安調査官及び都道府県警察職員の立入検査の実施に当たっては、濫用に及ばぬよう、公安調査庁長官において、あらかじめ立入を行う土地又は建物の所在及び立入りの予定日等を公安審査委員会に報告するとともに、その立入検査の結果を公安審査委員会に報告するなどの細則を定め、適正な運用に努めること。
- 4 本法により規制処分を受けた団体から離脱し又は離脱する意志を有する者に対して、離脱の援助・促進、離脱を妨害する行為の予防、離脱した者に対するカウンセリング等社会的援護の充実などの適切な施策を講じ、これらの者が円滑に社会復帰できるよう努めること。
- 5 本法の適正な運用を確保するとともに、5年ごとの廃止を含む見直しをはじめとする国会の十分な審査に資するため、国会に対し、毎年1回の報告のほか、対象団体の動向及び立入検査の実施状況等について、随時、積極的に情報提供をすること。
- 6 公安調査庁長官は、特定破産法人の破産管財人から、特別関係者に対する財産又は不当利得の返還を請求するために、調査の結果の提供を求められたときは、無差別大量殺人行為により被害を受けた者の救済に資するため、最大限の協力をする事。
- 7 犯罪被害者等に対する給付金支給制度の充実を含め、犯罪により被害を受けた人々の救済を拡充・強化するとともに、犯罪被害者支援体制の整備に努めること。
- 8 国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与するため、いわゆるテロ対策等について、調査・研究に努めること。

右決議する。

民事再生法案（閣法第64号）

【要 旨】

本法律案は、倒産事件の公平かつ迅速な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある債務者について、その事業又は経済生活の再生を合理的かつ機能的に図るため、和議法に代えて、再建型倒産処理手続の基本法を新たに定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 手続開始前の債務者財産の保全制度の充実

手続開始前に債務者の財産が散逸するのを防止するため、現行倒産手続における保全処分の制度を充実させ、新たに債権者の強制執行等を全面的に禁止する包括的禁止命令制度を創設する。

2 手続開始原因の緩和

債務者の事業又は経済生活の再生を容易にするため、再生手続の開始原因に債務者に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあることのほか、債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないことを加え、早い段階での申立て及び債権者からの申立てを認める。

3 簡易、迅速、公平な手続の整備

手続を簡易、合理的なものとし、迅速な処理を図るとともに、公平、透明な手続とするため、次のように手続を整備する。

- (1) 債務者の自主再建の途を広く認め、手続を利用しやすいものとするため、原則として債務者が業務遂行又は財産管理処分の権利を保持する一方、その適切な行使を確保して、債権者の利益を保護し、適切な事業の再建を図るため、裁判所の監督のほか、監督委員等の機関を設けて必要な監督を行う。
- (2) 債務者財産の確保及び債権者の平等確保のため、会社更生手続と同様の否認制度を導入する。
- (3) 再生手続が開始された場合には、債務者の営業を譲渡するには、裁判所の許可を得なければならない。また、債務超過の状態にある株式会社については、株主総会の特別決議に代わる裁判所の許可を得て、営業譲渡をすることができる。
- (4) 再生計画立案のための債権の調査・確定手続を書面手続化するなど、手続を簡易・合理化する。
- (5) 再生計画案の成立要件を、出席議決権者の過半数、かつ、議決権総額の2分の1以上とし、他の倒産手続と比べ緩やかなものにする。
- (6) 担保権者は原則として再生手続によらずに随時弁済を受けることができるが、再建を可能とするため、事業に必要な財産等が担保権の実行により失われる場合には、目的物に相当する価額を支払うことにより、担保権を消滅させる制度を導入する。
- (7) 裁判所が評価した債権総額の5分の3以上の届出債権者が、債務者が作成した計画案に同意するとともに、債権調査手続を省略することに同意している場合には、債権者集会の決議により計画成立を可能とする簡易再生や、届出全債権者の同意により、右決議を省略して計画案の成立を可能とする同意再生を導入することにより、きわめて迅速な計画成立を可能とする。

4 再生計画の履行確保手段の新設

再生計画の認可後も裁判所による監督等を継続することができるものとするほか、再生計画に執行力を与えること等により、履行確保について適切な措置を講ずる。

5 民事及び刑事責任の追及

損害賠償請求権査定制度、詐欺再生罪等を新設する。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、営業譲渡について、「裁判所は、事業の再生のために必要であると認める場合に限り許可することができる」旨を明文化する修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 本法が、再建型倒産手続の基本法として幅広く利用されるよう、その趣旨、内容、他の倒産手続との違い等について、司法関係者、経済団体、労働団体等のほか、一般国民にも十分周知徹底がなされるよう努めること。
- 2 社会・経済的観点から、民事再生手続が真に適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。
- 3 第42条の規定による営業譲渡に関しては、再生債務者の事業の再生に資する場合にのみ行われることについて周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう格段の配慮をすること。
- 4 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置を含め検討を行うこと。
- 5 倒産法制全体の手続における労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位について、諸外国の法令等も勘案し、所要の見直しを行うとともに、賃金の重要性にかんがみ、労働債権について、特に再生手続から破産手続に移行した場合に、その優先性が維持されるようにするなど、格段の配慮をすること。
- 6 第85条に規定する中小企業者の有する再生債権の弁済等に関し、再生債務者を主要な取引先とする中小企業者の事業の継続とその従業員の労働債権確保に十分配慮がなされるよう周知徹底に努めること。
- 7 本法が和議法を廃止して制定された経緯を踏まえ、民事再生手続の運用状況等を勘案して、必要に応じて、更なる制度の見直しを行うこと。
- 8 今後の倒産法制の見直しに当たっては、倒産法制の統一性・整合性の確保に努めるとともに、破産法の抜本見直しを始め、個人債務者更生手続、国際倒産手続、倒産実体法など、倒産法制の改革を進めること。
- 9 民事再生手続が円滑に機能するよう、その手続に要する費用等の負担を含め、関連諸施策の整備、充実に努めること。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官並びに一般職の職員の指定職及び本省庁課長級以上の俸給月額に相当する裁判官の報酬月額については、据え置く。それ以外の裁判官の報酬月額については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給改定に準じて、増額する。
- 2 育児休業をしている裁判官に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給する。
- 3 報酬月額改定は、平成11年4月1日にさかのぼって実施し、育児休業をしている裁判官に対する期末手当等の支給は、平成12年1月1日から実施する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事、検事長並びに一般職の職員の指定職及び本省庁課長級以上の俸給月額に相当する検察官の俸給月額については、据え置く。それ以外の検察官の俸給月額については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給改定に準じて、増額する。
- 2 俸給月額改定は、平成11年4月1日にさかのぼって実施する。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案（第145回国会閣法第59号）

【要 旨】

本法律案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、磁気ディスクをもって調製された登記簿に記録された不動産登記、商業登記等の登記情報を電気通信回線を使用して提供する「オンライン登記情報提供制度」を創設するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 登記情報提供業務を行う法人の指定

法務大臣は、電気通信回線による登記情報の閲覧を希望する者の委託を受けて登記情報を電気通信回線を使用して送信する「登記情報提供業務」を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する公益法人を、全国に一を限って、登記情報提供業務を行う指定法人として指定することができる。

2 指定法人に対する規制・監督

(1) 指定法人は、登記情報提供業務の実施方法、料金等を定めた「登記情報提供業務に関する規程」を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。

(2) 指定法人は、当該事業年度開始前に、事業計画及び収支予算を作成し、法務大臣の認可を受け、当該事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、

法務大臣に提出しなければならない。

(3) 法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、監督上必要な命令をし、報告を求め、又は立入検査等をさせることができる。

(4) 法務大臣は、登記情報提供業務を適確かつ円滑に実施することができないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 登記特別会計法の改正を行い、登記情報提供の対価として指定法人が納付する手数料を登記特別会計の歳入とする。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 電気通信回線による登記情報提供制度の管理・運営に当たっては、その信頼性及び安全性について万全を期するとともに、国民のプライバシーの侵害をもたらさないよう、登記情報提供業務に関して得た情報の指定法人等による目的外使用を禁止するための万全の体制を整備するよう努力すること。

2 登記情報提供業務に関する料金等については、国民に過度の負担を求めることとならないよう留意するとともに、当制度が国民に広く周知徹底するよう努めること。

3 登記事務を迅速かつ適正に処理する体制を確立し、国民の利便に資するため、現在推進中の登記事務のコンピュータ化を、不動産登記については、要員、資金、施設等人的・物的諸条件の整備を図りつつ、主要な登記所につき目標とされている平成16年度末までに完了するよう、一層努力すること。

4 登記情報提供業務を行う指定法人の数については、今後の技術の進歩や経済情勢の推移等を踏まえつつ、登記情報の安全性の確保、料金の問題等の視点から総合的に検討を進め、必要な場合には、見直しを行うこと。

5 電気通信回線による登記情報提供制度実施に当たっては、利用者の意見等も調査しつつ、利用可能時間の延長など更なる利便性の向上に努めること。

6 電気通信回線による登記情報提供の場合には認証文を付すことができないことにかんがみ、郵送等による登記簿謄抄本の取得方法など、認証文を必要とする利用者の利便に資するため、広報等にも力を入れること。

7 政府の規制緩和推進3か年計画等に従い、オンラインによる登記申請の研究を行うなど、情報化の推進による登記手続の抜本的改善に向けた努力を継続すること。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第83号）

【要 旨】

本法律案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産・準禁治産制度を、各人の多様な判断能力

及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする後見・保佐制度に改めるとともに、聴覚・言語障害者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができるようにするため、遺言の方式を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 成年後見制度の改正

- (1) 禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改めるとともに、後見又は保佐の程度に至らない軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を新設する。

① 後見制度

事理弁識能力を欠く常況に在る者を対象とし、成年後見人に広範な代理権・取消権が付与されるが、日常生活に関する行為は、取消権の対象から除外される。

② 保佐制度

事理弁識能力が著しく不十分な者を対象とし、保佐人に同意権の対象行為について取消権が付与され、当事者が申立てにより選択した特定の法律行為については、代理権も付与される。

③ 補助制度

事理弁識能力が不十分な者を対象とし、補助人に当事者が申立てにより選択した特定の法律行為について、代理権又は同意権・取消権の一方又は双方が付与される。

- (2) 配偶者が当然に後見人等となる制度を廃止し、家庭裁判所が事案に応じて適任者を成年後見人、保佐人、補助人に選任することができるようにする。
- (3) 複数の成年後見人等を選任することができるようにするため、後見人の数を1人に制限している規定の対象を未成年後見人に限定し、成年後見人等が数人ある場合の権限の調整規定を設ける。
- (4) 法人を成年後見人等を選任することができることを明らかにする。
- (5) 本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い者が成年後見人等を選任されるよう、選任に当たって家庭裁判所が考慮すべき事情を明示する。
- (6) 成年後見人等が事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活の状況に配慮しなければならない。成年後見等による本人の居住用不動産の処分は、家庭裁判所の許可を要する。
- (7) 成年後見監督人に加えて、保佐監督人、補助監督人の制度を新設するとともに、成年後見人等を選任する場合と同様の考慮事情を規定することにより、法人を成年後見監督人等を選任することができることを明らかにする。

2 公正証書遺言等の方式の改正

- (1) 聴覚・言語機能障害者が、手話通訳又は筆談による公正証書遺言をすることができるようにするため、公正証書遺言の方式を改正する。

① 聴覚・言語機能障害者は、口授に代えて、通訳人の通訳（手話通訳等）による申述又は自書（筆談）により、遺言の趣旨を公証人に伝える。

② 公証人は、読み聞かせに代えて、通訳人の通訳又は閲覧により、筆記した内容の正確性について確認する。

- (2) 口頭主義を原則とする秘密証書遺言、死亡危急者遺言及び船舶遭難者遺言についても、聴覚・言語機能障害者が通訳人の通訳（手話通訳等）により、遺言をすることが

できるようにするため、その方式を改正する。

3 施行期日等

- (1) この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、公正証書遺言等の方式の改正に関する改正規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- (2) 改正前の民法の規定による禁治産者等は、改正後の民法の規定による成年被後見人等とみなす等の所要の経過措置を講ずる。

【民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、新たな成年後見制度の実施に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 新制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が、制度の運用に十分に反映されるよう、制度の趣旨・内容について、関係者を始め広く国民に理解されるよう努めること。
- 2 新制度の運用が柔軟かつ弾力的に行われるためには、家庭裁判所の役割が極めて重要なものとなっていることにかんがみ、家庭裁判所の人的・物的強化及び研修の充実など、体制の整備に努めること。
- 3 新設される補助の制度に関しては、自己決定の尊重の理念に基づき、補助開始の審判、補助人・補助監督人の選任、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲等について、家庭裁判所調査官が本人との面談の機会を利用するなど、本人の意思を最大限に尊重して、柔軟かつ的確な運用に努めること。
- 4 成年後見人等の選任に当たっては、本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い者が選任されるよう、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係の有無等の確認について適正な運用をするとともに、選任後においても、家庭裁判所の監督の充実・強化に努めること。
- 5 成年後見制度について、地域福祉権利擁護事業等の福祉制度と連携を密にして、より有効に機能させるとともに、後見等の事務費用の負担、福祉関係諸団体への支援、後見人等に人材を確保するための研修など、実施体制の整備に努めること。
- 6 後見登記等は、戸籍記載に代わる新たな公示方法であることにかんがみ、戸籍から登記への移行を促進させるとともに、登記事務の運用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮すること。また、利用者の利便の向上に資するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。
- 7 成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする116件の資格制限規定については、更なる見直しを行うこと。
- 8 新たな成年後見制度について、運用状況、経済的状況、高齢者・障害者をめぐる社会状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを行うこと。
- 9 聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、視覚障害を含む全ての障害を持つ人の立場に立った適正な運用が行われるよう公証人等の指導に努めること。

右決議する。

任意後見契約に関する法律案（第145回国会閣法第84号）

【要 旨】

本法律案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、自己決定の尊重を旨として、公的機関の監督を伴う任意代理制度である任意後見制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 任意後見契約の締結・方式

本人は、個人又は法人を任意後見人として選び、精神上の障害により事理弁識能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について代理権を付与する委任契約であって、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から契約の効力が発生する旨の特約を付した任意後見契約を締結することができる。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることを要する。

2 家庭裁判所による任意後見監督人の選任

任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族又は任意後見受任者の申立てにより、任意後見監督人を選任する。

3 任意後見監督人の職務

任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関し家庭裁判所に定期的に報告すること等を職務とし、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、必要な処分を命ずることができる。

4 任意後見人の解任

任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

5 法定後見との関係の調整

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、法定後見開始の審判をすることができる。法定後見開始の審判の申立ては、その審判の申立権者のほか、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。任意後見監督人の選任後に法定後見が開始されたときは、任意後見契約は終了する。

6 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

民法の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第145回国会閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律ほか180件の関係法律について、判断能力の不十分な者の保護を図る同法案の趣旨・目的に沿った整備等を一括して行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「禁治産者」、「準禁治産者」等の用語を「成年被後見人」、「被保佐人」等に改める。
- 2 禁治産者又は準禁治産者であることによる158件の資格制限のうち、42件を廃止する。
- 3 身寄りのない痴呆性高齢者等について、迅速かつ的確に、法定後見（補助・保佐・後見）開始の申立てが行われ、適切な保護措置の発動が確保されるように、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等を改正して、法定後見開始の申立権を市町村長に付与する。

4 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

民法の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。

後見登記等に関する法律案（第145回国会閣法第86号）

【要 旨】

本法律案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度（法定後見）に改め、新たに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法に代えて、法定後見及び任意後見契約に関する成年後見登記制度を創設し、その登記手続、登記事項の開示方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 後見、保佐又は補助の登記は、裁判所書記官又は公証人の囑託により、登記所に備える登記ファイルに法定後見又は任意後見契約についての所要の登記事項を記録する。
- 2 登記事項証明書の交付は、代理権等の公示の要請とプライバシー保護の要請との調和の観点から、本人、成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人その他一定の者に請求権者を限定して行う。

3 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

民法の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案（衆第3号）

【要 旨】

本法律案は、無差別大量殺人行為によって被害を受けた者の救済に資するため、特定破

産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に関し特別の定めをしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「無差別大量殺人行為」とは、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「規制法」という。）に規定する無差別大量殺人行為をいう。
- (2) 「特定破産法人」とは、破産法人で無差別大量殺人行為に基づく損害賠償責任を負うものをいう。
- (3) 「特別関係者」とは、規制法による観察処分を受けた団体で、当該処分に係る無差別大量殺人行為による損害賠償責任を特定破産法人が負うもの及びその団体の役職員又は構成員その他特定破産法人と一定の密接な関係にある者をいう。

2 特別関係者の有する財産に関する推定

特別関係者が有する財産は、特別関係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た財産の処分に基ついて得た財産であるものと推定するとともに、当該処分に係る特定破産法人の財産の価額は、特別関係者が有する財産の価額と同額であるものと推定する。

3 特別関係者に対する否認権の行使に関する推定

- (1) 特定破産法人が、損害賠償責任を負うべき最初の無差別大量殺人行為後に、その財産を特別関係者に対して移転した場合には、その移転の行為は、特定破産法人が破産債権者を害することを知っていたものと推定する。
- (2) 特別関係者が特定破産法人の財産の転得者である場合には、当該特別関係者は、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因があることを知っていたものと推定する。

4 破産管財人の権限

特定破産法人の破産管財人は、公安調査庁長官に対し、特別関係者に対して財産又は不当利得の返還を請求するために必要な資料で公安調査庁が規制法の規定により得たものの提供を請求することができる。

5 施行期日等

- (1) この法律は、規制法の施行の日から施行する。
- (2) この法律の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案（衆第5号）

【要 旨】

本法律案は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 支払不能に陥るおそれのある金銭債務者等は、金銭債務の内容の変更等の利害関係の調整に係る調停である特定調停の申立てをすることができる。
- 2 特定調停事件の一括処理を容易にするため、事件の移送等の要件の緩和、複数事件の併合に関する規定の整備、利害関係を有する関係権利者の参加の要件の緩和の措置を講ずる。

- 3 裁判所は、特定調停による解決が相当であると認められる場合において、特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるとき等には、特定調停の目的となった権利に関する民事執行手続（給与債権に基づくものを除く。）の停止を命ずることができる。
- 4 裁判所は、特定調停を行う調停委員会を組織する民事調停委員として、事案の性質に応じて法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者を指定する。
- 5 当事者は、調停委員会に対し、債権又は債務の発生原因及び内容等に関する事実を明らかにすべき義務を負い、調停委員会は、当事者又は参加人に対し関係文書等の提出を求め、また、官庁等から意見を聴取することができる。
- 6 特定調停の成立を容易にするため、調停条項案の書面による受諾制度及び当事者共同申立てにより調停委員会が調停条項を定める制度を設ける。
- 7 調停委員会は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、当事者間に公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容の合意が成立する見込みがない場合等において、裁判所が調停に代わる決定をしないときは、特定調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。
- 8 この法律は公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案	衆	11.11.2	11.11.19	11.12.2 可決 附帯決議	11.12.3 可決	11.11.5	11.11.17 修正 附帯決議	11.11.18 修正
○11.11.19 参本会議趣旨説明 ○11.11.5 衆本会議趣旨説明									
64	民事再生法案	#	11.8	12.8	12.13 可決 附帯決議	12.14 可決	11.17	12.3 修正 附帯決議	12.7 修正
68	裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	参	11.8	11.10	11.11 可決	11.12 可決	11.12	11.17 可決	11.18 可決
69	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	#	11.8	11.10	11.11 可決	11.12 可決	11.12	11.17 可決	11.18 可決
145 /59	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案	衆	3.2	12.13	12.14 可決 附帯決議	12.14 可決	10.29	12.10 可決 附帯決議	12.10 可決
145 /83	民法の一部を改正する法律案	※衆	3.15	8.4	11.19 可決 附帯決議	11.24 可決	11.24	11.26 可決	12.1 可決
145 /84	任意後見契約に関する法律案	#	3.15	8.4	11.19 可決 附帯決議	11.24 可決	11.24	11.26 可決	12.1 可決
145 /85	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	#	3.15	8.4	11.19 可決 附帯決議	11.24 可決	11.24	11.26 可決	12.1 可決
145 /86	後見登記等に関する法律案	#	3.15	8.4	11.19 可決 附帯決議	11.24 可決	11.24	11.26 可決	12.1 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外1名 (11.11.18)	11.11.18		11.11.24	未了				
7	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外9名 (11.12.10)	12.13		12.13	未了				

・衆議院議員提出法律案（２件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
3	特定破産法人の破産財団に 属すべき財産の回復に關する 特別措置法案	与謝野 馨君 外 5 名 (11. 11. 2)	11. 11. 4	11. 11. 18	11. 11. 19	11. 12. 2 可 決	11. 12. 3 可 決	11. 11. 5	11. 11. 17 可 決	11. 11. 18 可 決
5	特定債務等の調整の促進の ための特定調停に關する法 律案	亀井 久興君 外 6 名 (11. 11. 19)	11. 22	12. 7	12. 8	12. 10 可 決	12. 13 可 決	12. 2	12. 7 可 決	12. 7 可 決